# 入札公示

## 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和７年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

なお、落札決定及び契約締結予定日は、令和７年４月２日とするが、当該業務にかかる令和７年度予算成立が４月３日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。

令和７年１月14日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　坂井　　功

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

**○第18号**

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和７年度九州地方整備局管内作業船維持整備技術検討業務（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、当局が所有する作業船及び自動係留装置外２点の機能維持のための定期的整備に関する実施設計並びに整備スケジュールの作成を行うものである。

⑷　履行期間　契約締結日から令和８年３月27日まで

⑸　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）又は予決令第85条の基準に準じて九州地方整備局（港湾空港関係）が予定価格100万円以上1,000万円以下の業務に定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑹　本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等（「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」を含む）について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無にかかわらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける試行業務である。

⑺　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

⑻　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑽　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。40歳未満とは、公示年度の４月１日時点で満40歳未満の者とする。技術指導者の専任は求めない。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は１）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期競争参加資格審査の申請を行い、受理されていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

また、令和７年４月１日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていなければならない。決定されていない場合は、当該業務の入札は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

④　九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体　１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月12日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより九州地方整備局副局長から令和７年度九州地方整備局管内作業船維持整備技術検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。

ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　入札参加者を選定するための基準　次のものを勘案するものとする。

①　技術部門登録、業務実績、業務成績、表彰の有無、管内における災害協定等（港湾関係）の締結の有無

②　配置予定管理技術者又は技術指導者の経験及び能力　資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

②　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③　上記において評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。